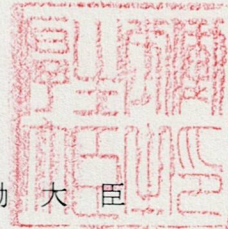


厚生労働省発人1117第3号
令和7年11月17日

行政文書開示決定通知書



齋藤経史様

厚生労働大臣

令和7年10月14日付け（10月16日受付※）の行政文書の開示請求（開第1850号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することと決定しましたので通知します。

※補正期間は、令和7年10月30日の1日間、令和7年11月8日から11月10日までの3日間、計4日間

記

1 開示する行政文書の名称

厚生労働省人事評価実施規程（令和7年4月1日）

2 不開示とした部分とその理由

なし

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることに御注意ください。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることに御注意ください。）。

行政文書開示決定通知書



齋藤経史様

厚生労働大臣

令和7年10月14日付け（10月16日受付※）の行政文書の開示請求（開第1851号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することと決定しましたので通知します。

※補正期間は、令和7年10月30日の1日間、令和7年11月8日から11月10日までの3日間、計4日間

記

1 開示する行政文書の名称

令和6年度多面観察実施方針
令和6年度多面観察調査設問
令和6年度多面観察観察者操作手順

2 不開示とした部分とその理由

	不開示部分	不開示理由
1	「令和6年度多面観察観察者操作手順」に記載のメールアドレス	厚生労働省が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、いたずら、偽計等に使用されるおそれがあることから、厚生労働省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることに御注意ください。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることに御注意ください。）。